

悪質商法に関する情報提供

送信日	令和元年6月13日(木)
送信先	宮崎市悪質商法被害防止ネットワーク会議構成団体 各位
発信者	宮崎市地域振興部生活課消費生活センター 田口 〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1(市役所第2庁舎3階) TEL:0985(21)1755 FAX:0985(22)3522

パソコン使用中に偽の警告表示！慌てて事業者に連絡しないで！

パソコンのセキュリティソフト等を契約させる、詐欺の相談が増えています。

相談の内容は、パソコンを使用中、突然警告音が鳴り、画面に「ウイルス感染」の表示が出た。警告画面が消えなくなり慌てて表示されている電話番号に連絡すると、ウイルス駆除やセキュリティ対策のための契約をさせられ、カード決済した。というものです。

- * 警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポート等の契約をしたりしないようにしましょう。
- * 警告や請求画面が表示されて消えないのは、ウイルスに感染しているためです。対処方法については、パソコンメーカーや契約しているプロバイダ、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「情報セキュリティ安心相談窓口」に相談しましょう。
- * 詳細は、別紙国民生活センター発行の『見守り新鮮情報』をご覧ください。

不安や不審に思った場合、周囲の方からご相談があった場合は・・・

宮崎市消費生活センター 電話 0985(21)1755(相談専用番号)

消費生活センターに相談してよいかどうか不明な場合でも、お気軽にご相談ください。